

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
1	NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	新規	NPO等が主体となった東日本大震災からの復興や被災者支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組への支援を行う。	260	—	2/3	①復興支援の担い手の基礎的能力強化事業：岩手県、宮城県、福島県、 ②復興支援の担い手の運営力強化実践事業：NPO法人、自治会、社会福祉法人、協議会等	平成25年度予算成立後、岩手県、宮城県、福島県において順次公募を実施	岩手県、宮城県、福島県の窓口に対して申請	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会基盤担当）付 03-3581-0511	—	本事業の支援対象者は、岩手県、宮城県、福島県において復興支援や被災者支援を行うNPO等及び上記3県以外で被災者支援を行うNPO等。 P1参照

NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業

平成25年度予算案：2.6億円（新規）【復興庁一括計上予算】

背景

- 東日本大震災の被災地等においては、NPO等（自治会、社会福祉法人、協議会等を含む）が復興支援や被災者支援において大きな役割を果たしてきており、今後、被災地の復興が本格化するに当たって更なる活躍が期待される場所であるが、経営基盤が脆弱であるなどの課題を抱え、円滑な運営のためのノウハウの修得を必要とするNPO等が多い。
- 被災地の復興には中長期にわたる支援が必要とされており、個人・民間企業等からの資金調達に対するインセンティブを高めるなど、復興や被災者支援に自立的かつ継続的に取り組む担い手の育成が必要。

事業概要

内閣府

交付金（補助率：2/3）

岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施

(1) 復興支援の担い手の基礎的能力強化事業

中間支援組織等を通じた個別のNPO等の基礎的能力向上を目的とした講習会や個別指導等

（取組内容）

- ① 資金獲得、NPO会計基準、認定NPO取得、ICT活用による情報発信等のノウハウ修得セミナー、講習会の実施
- ② 協働の取組の促進のための、NPOと民間企業、他団体等との交流等

設立間もないNPO等や経営基盤の脆弱なNPO等の基礎的経営能力の向上

(2) 復興支援の担い手の運営力強化実践事業

3県が実施する復興・被災者支援（3県から他県に避難されている方々への支援を含む）や「子ども・被災者支援法」に基づく被災者支援等のうち、NPO等の運営力強化を図ることを内容とする以下に示すテーマ等に係る先駆的な取組に限定して支援。

（支援テーマ例）

- ① 支援活動の実践を通じたNPO等の人材育成（例：避難者の就業支援や被災者のカウンセリング、まちづくり等の専門家の養成）
- ② 支援活動を行うNPO等間のネットワークの形成（例：支援ニーズの共有・マッチング、ノウハウの移転、復興拠点の構築、中間支援組織の強化・育成）

人材育成やネットワーク形成による復興・被災者支援を担う中核的NPO等の育成

高い運営力を有するNPO等の育成

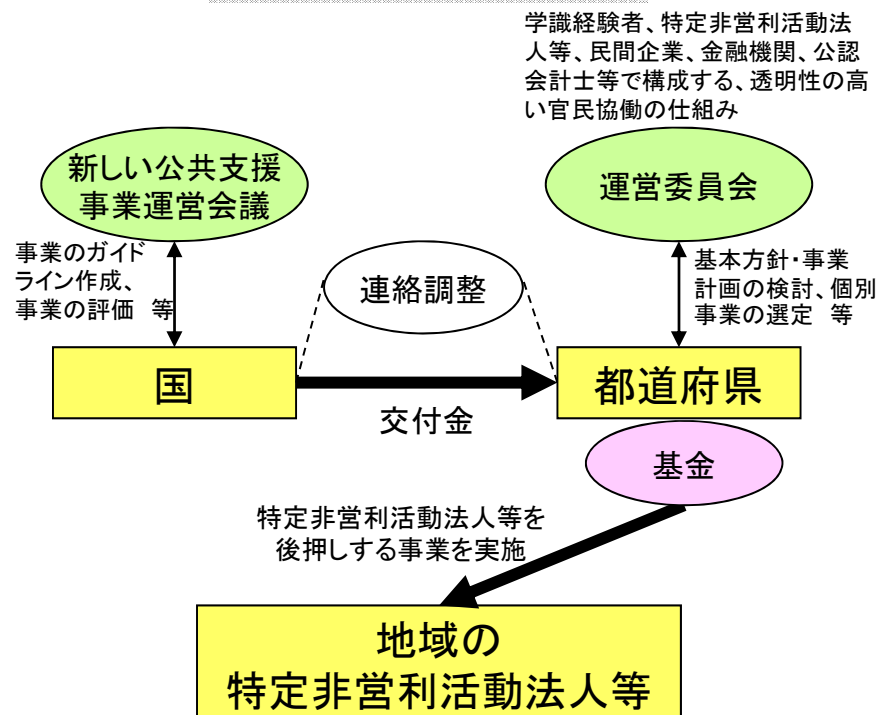
自立して活動できる担い手による、中・長期的な復興・被災者支援の継続

新しい公共支援事業

(平成22年度補正予算87.5億円、平成23年度3次補正予算8.8億円(事業期間は平成24年度末まで))

- 「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分して基金を設置し、特定非営利活動法人等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うとともに、特定非営利活動法人、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援することにより、「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人等の自立的活動を後押し。
- 東日本大震災の被災者支援や震災復興を行う特定非営利活動法人等を支援するため、平成23年度第3次補正予算により、岩手県、宮城県及び福島県の基金を積み増した。

基本スキーム



<主な支援内容>

- 特定非営利活動法人等の基盤整備等
(財務諸表の作成、認定取得、寄附募集の支援 等)
- 新しい公共の場づくりのためのモデル事業等
(多様な担い手(特定非営利活動法人、自治会、社会福祉法人、行政等)が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)

事業実績等

- 平成22年度補正予算(87.5億円)及び平成23年度3次補正予算(8.8億円)の合計額96.3億円のうち、実施済額は約88億円(92%)[※]。

※ 各都道府県の運営委員会で採択決定済みのH24年度モデル事業に係る金額を含む。括弧内は事業費ベースの進捗率。

- モデル事業を全国で1,052件実施

(データはいずれもH24年9月末時点)

- 本制度は、平成24年度までの時限的な制度として創設。
- また、平成24年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、廃止の判定を受けたところ。

復興支援型地域社会雇用創造事業（内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 産業・雇用担当）

平成23年度三次補正予算額 32.0億円

復興基本方針

5 復興施策

（2）地域における暮らしの再生

④復興を支える人材の育成

（i）被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。

事業概要・目的

◆被災地における起業と雇用を創造するため、社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業や「社会的企業」を担う人材の育成を支援します。

◆「地域社会雇用創造事業」（平成21年度補正予算70億円）の実績を踏まえ、被災地での起業支援と復興に役立つ人材の育成を重点的に支援します。

事業イメージ・具体例

①社会起業インキュベーション

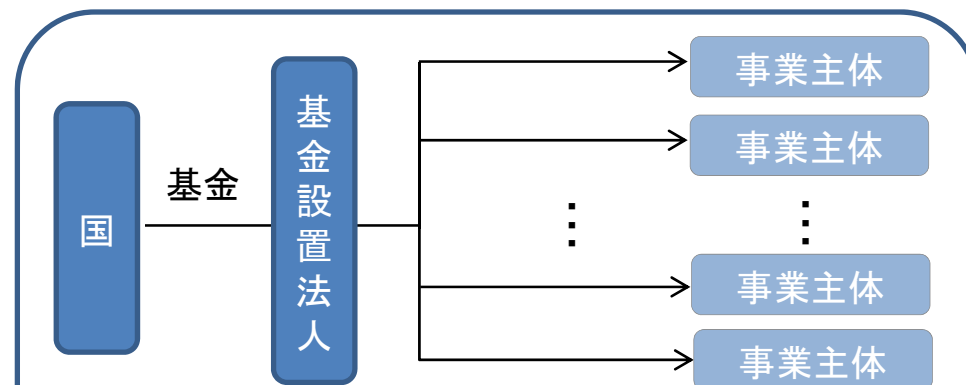
・復興に資する被災地での起業を、コンペティションで選定し、起業のスタートアップを支援します。
・600人程度の起業を目標とします。

②社会的企業人材創出インターンシップ

・研修とインターンシップによって、被災地の復興に役立つ人材育成を実施します。
・2000人程度の人材育成を目標とします。

<社会的企業の事業の例>

- 被災地の復興に資する6次産業化分野での取り組み
- 被災者の生活を支援する取り組み など



<社会的企業支援基金+延長>

事業主体は、公募により選定します。被災地のNPO等又はこれと連携しているNPO等に限りません。